

C005-2 在宅患者訪問点滴注射
管理指導料（1週につき
）

【注の見直し】

注 区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護
・指導料又は区分番号C005-1-2に掲げ
る同一建物居住者訪問看護・指導料を算定すべ
き訪問看護・指導を受けている患者又は指定訪
問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定
する指定訪問看護事業者をいう。）から訪問看
護を受けている患者であって、当該患者に対す
る診療を担う保険医療機関の保険医の診療に基
づき、週3日以上点滴注射を行う必要を認め
たものについて、訪問を行う看護師等に対して
、点滴注射に際し留意すべき事項等を記載した
文書を交付して、必要な管理指導を行った場合
に、患者1人につき週1回に限り算定する。

注 区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護
・指導料又は区分番号C005-1-2に掲げ
る同一建物居住者訪問看護・指導料を算定すべ
き訪問看護・指導を受けている患者又は指定訪
問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定
する指定訪問看護事業者、介護保険法第41条第
1項本文の規定による指定居宅サービス事業者
（訪問看護事業を行う者に限る。）の指定、同
法42条の2第1項本文の規定による指定地域密
着型サービス事業者（訪問看護事業を行う者に
限る。）の指定又は同法第53条第1項本文の規
定による指定介護予防サービス事業者（訪問看
護事業を行う者に限る。）をいう。）から訪問
看護を受けている患者であって、当該患者に対
する診療を担う保険医療機関の保険医の診療に
基づき、週3日以上点滴注射を行う必要を認め
たものについて、訪問を行う看護師等に対し
て、点滴注射に際し留意すべき事項等を記載し
た文書を交付して、必要な管理指導を行った場
合に、患者1人につき週1回に限り算定する。